【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（登記）

**第百二条の九**　自主規制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、しなければならない。

２　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登記）

第百二条の九　自主規制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、しなければならない。

２　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

（３　削除）

（改正前）

（新設）